平成２３年（フ）第１００号
山口市穂積町５―42　エスポアール穂積Ｃ―101、住民票上の住所山口市吉田2034番地３
債務者　浦山　昭司
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　善英
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
新潟市東区河渡２丁目５番44号　ウッドビレッジ藤見Ｂ棟２、前住所新潟市東区太平２丁目24番地18
債務者　松崎　秀行
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　　仁
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月18日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０１号
新潟県五泉市石曽根新８番地
債務者　針貝　明宏
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月４日午後１時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０２号
新潟県五泉市石曽根新８番地
債務者　針貝　真澄
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月４日午後１時55分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８４３号
神戸市東灘区住吉山手１丁目10番23―605号
債務者　寒川　雄治
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　破産債権の届出期間　平成23年９月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９号
新潟県佐渡市真野新町487番地３
債務者　後藤　利雄
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　貴子
4　財産状況報告集会の期日　平成23年11月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第１００号
滋賀県近江八幡市北之庄町1143番地２
債務者　大西　修治
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日比野貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２０７７号
横浜市金沢区富岡西２丁目９番14号　エレガンスピア富岡103
債務者　工藤　幸賀
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝島　広子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月６日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８８０号
大阪府東大阪市御厨西ノ町１丁目２番17号
債務者　辻川　廣子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　友紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０８４号
大阪市大正区三軒家西２丁目16番11号
債務者　岡　　晶浩
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　友紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１２６号
大阪市西成区潮路２丁目８番11号
債務者　藤　　正弥
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　友紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７５２号
大阪府八尾市本町２丁目３番６―401号
債務者　光岡　正人
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀野　桂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０７６号
大阪府交野市私市２丁目38番１―301号、前住所大阪府寝屋川市東香里園町26番17号
債務者　中村　正人
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀野　桂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３１４号
函館市東川町６番19号
債務者　糸屋ひろ子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３２５号
函館市亀田港町52番５号
債務者　下山百合子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
函館地方裁判所